

2025年12月1日

各 位

会 社 名 株式会社テクノクリエイティブ  
 (コード番号 9335 TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market)  
 代表者名 代表取締役 三嶋 一秀  
 問合せ先 取締役 経営企画室 室長 松田 英明  
 T E L 096-386-2360  
 U R L <https://www.techno-creative.co.jp/>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年12月1日開催の定時取締役会において、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を2025年12月25日開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

経営及び業務執行機能の強化に向けて、「最高経営責任者(CEO)」、「最高執行責任者(COO)」及び「最高財務責任者(CFO)」を選定することができる旨を定款第21条(代表取締役および役付取締役)に追加するものであります。これに伴い、第14条(招集権者および議長)、第22条(取締役会の招集権者および議長)において一部変更を加えるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項に基づいて定めた取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (新設)	(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3 取締役会は、その決議によって最高経営責任者(CEO)、最高執行責任者(COO)、最高財務責任者(CFO)各1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2 <u>前項に基づいて定めた取締役</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2025年12月25日（予定）

定款変更の効力発生日 : 2025年12月25日（予定）

以上